平成２９年（フ）第３０３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2053番地の１　ｐｒｅｎｄｒｅ　ｉ　103
破産者　田中　和俊
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2053番地の１　ｐｒｅｎｄｒｅ　ｉ　103
破産者　田中　千絵
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０５号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2361番地の２
破産者　村上千代子
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３２３号
神奈川県平塚市南原１丁目14番３号
破産者　笹尾美也子
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３号
福井市江尻ケ丘町67番地
破産者　谷奥　弘達
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
福岡県久留米市大石町266番地１　ラセットビレッジＭ　Ａ棟106号
破産者　アプスこと　塚本　英樹
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２８号
福岡県久留米市合川町326―１　サンハイツ飯田301号室、住民票上の住所福岡県久留米市北野町上弓削89番地２
破産者　弓削　英臣
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１３０号
福岡県小郡市小郡914番地４　フローレンス松尾Ａ―202号、前住所福岡県小郡市寺福童859番地25
破産者　塩川　敏幸
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０９８号
札幌市中央区北５条西23丁目２番12―404号
破産者　大山　りか（旧姓石山）
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９３号
札幌市北区北35条西５丁目２番24―102号、開始決定時の住所北海道江別市西野幌127番地の26
破産者　佐藤由美子
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
仙台市太白区長町南４丁目31番22号　セーラ長町南201
破産者　富澤　隆志
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
宮城県石巻市東中里２丁目10番１号
破産者　佐藤　竜一
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
茨城県常陸太田市上河合町1468番地の１
破産者　黒澤　克雄
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１２号
埼玉県所沢市花園１丁目2427番地の15、前住所埼玉県所沢市向陽町2103番地の２
破産者　岸本　　厳
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９５号
埼玉県所沢市中新井１丁目950番地の10
破産者　長谷川裕二
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３３５号
埼玉県所沢市中富南２丁目21番地の５　エスポワールＡ―301
破産者　荻野　　渉
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４８号
神奈川県平塚市小鍋島788番地の６
破産者　大澗　和彦
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７５号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷4228番地の７
破産者　織田　和明
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５号
山梨県都留市夏狩2019番地
破産者　堀内　昌人
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係